

議案第 89 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 専決第 11 号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

松阪市長 竹 上 真 人

### 記

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。